



●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ほくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



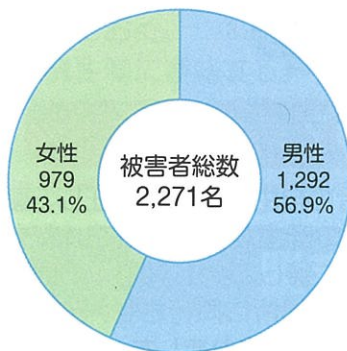
SNS型投資詐欺にご注意!!

SNSやマッチングアプリ等を通じて知り合った者から、暗号資産やFX取引(外国為替証拠金取引)などの投資商品の投資勧誘を受けて投資したところ、「返金を申し出ても返金されない」「(相手に送金後に)相手と連絡が取れなくなった」などという相談が多く寄せられています。

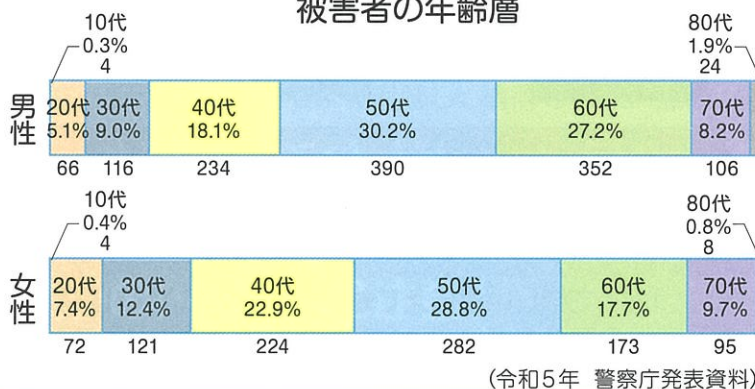
同様に、SNS上で著名人の画像を無断使用したなりすまし広告等を本物と思い込み投資を行った結果、出金できなくなった等の相談も寄せられています。

SNS型投資詐欺の被害状況(2,271件 277.9億円の被害)

被害者の性別



被害者の年齢層



被害にあわないために

SNS上の投資広告については、その信頼性を高めるため誰もが知っている実業家や評論家が投資を勧めるように見せかけた偽の広告や、怪しげな投資セミナーへ誘導する詐欺まがいの投資グループの広告が横行しています。こうした手口はテレビや新聞のニュースなどでもたびたび報じられていますので、ご家族など周囲の皆さんと情報共有することで被害の未然防止につながります。

- 「必ず成功する」「高配当」「誰でも簡単に儲かる」などの射幸心をいたずらにあおるようなキャッチコピーがあるものにはアクセスしない。
- 投資グループ等に勧誘され、LINEに誘い込まれたら要注意。投資詐欺の大半で、LINEやダイレクトメッセージが使われている。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合は絶対に振り込まない。個人名義の口座は不正に入手し、特定されることを逃れるための詐欺の典型的な手口。
- FX取引(外国為替証拠金取引)を行う場合は、必ず金融庁のホームページで金融商品取引業の登録業者であることを確認する。登録されていない場合は業として金融商品取引を行うことは禁止されている。また、FX取引の仕組みがよくわからなければ契約しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、お金を払う前に最寄りの警察署や消費者ホットライン「188」に相談する。

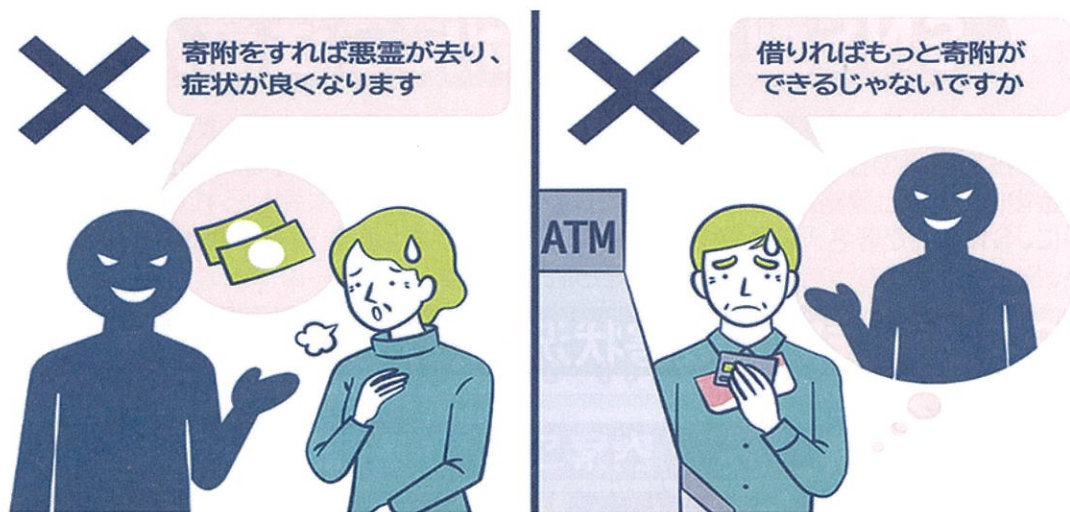
参考：警察庁・国民生活センター報道発表資料、金融庁公表資料等

不当な寄附勧誘行為は禁止！

靈感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます

「先祖の供養をしないと、その病気は治らない」と不安をあおられるなどして高額な寄附をしたり商品を購入させられて、家庭が困窮したり崩壊したりする事例も発生しています。

そこで、不当な寄附勧誘を防止し、被害からの救済や再発を防ぐため「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）」が制定されるとともに、消費者契約法等の改正が行われ靈感商法等による被害の救済が拡充されました。



どんなことが変わったの？

不当寄附勧誘防止法では、寄附の勧誘を行う法人等に、「寄附者の自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする」など3つの形態の配慮義務を定めています。

また、「帰ってほしいと伝えても帰ってくれない」、「帰りたいのに帰してくれない」、「勧誘する者が寄附の勧誘をすることを告げずに、自由に帰ることが難しい場所に同行させ、その場所において寄附の勧誘をすること」など6つの不当な寄附勧誘行為が禁止されました。

さらに不当な勧誘により寄附した人やその家族も寄附の取り消しができるようになりました。

消費者契約法では、「本人の不利益に関する不安に加え、親族の不利益に関する不安も含める」、「将来だけでなく現在生じている不利益に関する不安も対象とする」、「不安をあおることに加え、不安を抱えていることに乗じた場合も対象とする」と、靈感等による告知を用いた勧誘による契約に対する取消しの対象範囲が拡大されました。

また、靈感等による告知を用いた勧誘により締結された契約の取消しができる期間が、契約締結から5年が10年に、被害にあったと気づいてから1年が3年に延長されました。なお、改正前の規定に基づく時効が成立していない契約についても、改正前の取消権の行使期間が延長されました。

詳しいことはこちらまで

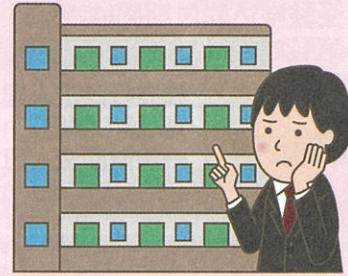
不当な勧誘により寄附をした人やその家族が「寄附したお金を取り戻したい」といったトラブルでのお悩みは、消費者ホットライン「188」又は「靈感商法等対応ダイヤル(0120-005931)」まで。なお、「靈感商法等対応ダイヤル」では、靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、修学、就労、生活困窮などについても、適切な相談窓口をご案内しています。また、不当な寄附勧誘を受けた、不当な寄附勧誘を行っている法人を知っている、といった場合の情報提供窓口を設置し、情報を広く受け付けています。法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供は、寄附の不当な勧誘による将来の被害を防止することにつながります。

賃貸住宅のトラブル



相談事例

3年間居住した賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用やクロス・天井の貼り替え費用など計20万円もの原状回復費用を請求された。契約書には原状回復に関する特約もなかった。普通に掃除をしていたし、たばこは吸っておらず、ペットも飼っていないので納得できない。(30代 男性)



アドバイス

原状回復とは、借主の故意・過失や不適切な管理などにより、部屋に生じた損耗等について修復することで、費用は借主の負担となります。借主の通常使用によっても損耗や経年劣化が生じるケースもありますが、その場合は貸主の負担が原則です。しかし、貸主が用意する賃貸借契約書によっては、この原則と異なる特約が置かれることがありますので、契約前に原状回復に関する借主の負担についての確認が必要です。トラブルにならないため次の点に注意しましょう。

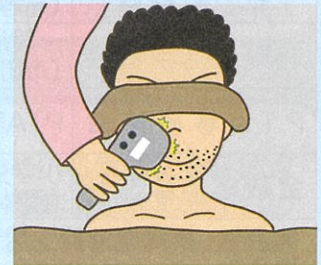
- ①契約前に書類の内容をよく確認する。特に禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項や、特約については必ず確認する。
- ②入居前と退去時は、できる限り貸主側と一緒に賃貸物件の現状を確認し、入居前からあったキズや汚れ等の写真を日付入りで撮って記録しておく。
- ③入居中は、できるだけきれいに使うことを心がけ、トラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡する。
- ④退去する時は精算内容をよく確認し、納得できない点は、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求める。

脱毛エステのトラブルに注意!



相談事例

半年前、SNSで千円のお試しエステの広告を見てエステサロンに行ったら、「何度でも通える通い放題コースがお得」と勧められ、2年間24万円の脱毛エステの契約をした。4回通ったが効果を感じられず、中途解約を申し出たら「施術済なので、返金はない」と言われた。契約書にはエステ回数は4回と明記されていた。(20代 男性)



アドバイス

脱毛エステの長期コースは多くの場合、契約上「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数」とに分かれています。しかし、「通い放題」などの広告・説明により消費者が認識していた期間と実際の契約内容（有償での施術期間・回数）にギャップがあり、中途解約可能な対象期間が短いことでトラブルになっています。トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

- ①脱毛エステ等の長期間にわたる役務提供契約は、解約するときのことも想定して慎重に検討する。長期契約が心配であれば、都度払いができるコースやエステ店を選択する。
- ②契約書面で有償の期間・回数を必ず確認する。
- ③契約内容を理解できるまで説明を受け、どの時点で中途解約ができなくなるのか確かめる。また、分割払いの契約内容によっては、施術が終わった後や契約期間満了後も支払いだけが続く場合があるため、分割払いがいつまで続くのかについてもしっかりと確認しておく。

「消費生活相談員(国家資格)」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。受験申込受付期間は、6月17日(月)から7月31日(水)。なお、本年度10月19日(土)に実施される第1次試験は長崎市でも受験できます。

問合せ先	独立行政法人国民生活センター資格制度課 TEL: 03-3443-7855 (試験の詳細) https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html
	一般財団法人日本産業協会 TEL: 03-3256-7731 (試験の詳細) https://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を県庁で開催します。受講料は無料です。

日時	内容
7月20日(土) 10:00~17:00	消費者行政、特定商取引法、過去問からみる必要な法律知識
7月21日(日) 10:00~17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、小論文の書き方

申込期限 令和6年7月12日(金)

※小論文添削希望者は7月5日(金)までに提出(受講者負担金(添削料)が別途必要となります。詳しくは下記まで。)葉書又はファクス(095-828-1014)で、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申してください。

詳しくは、長崎県消費生活センター TEL: 095-895-2320まで

消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (団体、グループが主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること (長崎県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター TEL: 095-895-2320

申込み ホームページ (<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>) 「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品110番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口：食品110番(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内) TEL:0120-492574
受付時間：月~金曜日 9:00~17:45(土日・祝日、年末年始除く)

食事故なし

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL:095-844-9892 FAX:095-844-8844

編集/発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL:095-824-0999 FAX:095-828-1014

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります